

住民票の写し等交付請求書【郵送請求用】

(あて先) 久御山町長

年 月 日

請 求 者	住 所			
	ふりがな			
	氏 名	日中の 連絡先	() —	※代理人請求の場合は代理人の連絡先
	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	住民票に記載されている方との関係 □本人 □本人と同世帯に属する者 □その他 ()	

※同一世帯員の方以外（「住民票に記載されている方との関係」のその他にチェックされた場合及び、代理人請求の場合）は、原則委任状や資料等の添付が必要です。詳しくは請求方法を見ていただくか、住民福祉課に問い合わせてください。

代 理 人 ※請求者と 異なる場合	住 所			
	ふりがな	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	
	氏 名			

必 要 な 住 民 票 □ 請求者 と同じ	住 所	久御山町		
	ふりがな	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	
	氏 名			

必 要 な 証 明 書	世帯全員（謄本）	通	左記の証明から次の項目が省略されています。 必要な項目にチェックしてください。 日本人の方（ <input type="checkbox"/> 住コード <input type="checkbox"/> 個人番号） <input type="checkbox"/> 省略なし <input type="checkbox"/> 世帯主・続柄 <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者 外国人の方（ <input type="checkbox"/> 住コード <input type="checkbox"/> 個人番号） <input type="checkbox"/> 省略なし <input type="checkbox"/> 世帯主・続柄 <input type="checkbox"/> 国籍・地域 <input type="checkbox"/> 通称履歴 <input type="checkbox"/> カード番号 <input type="checkbox"/> 法30条の45に規定する区分 <input type="checkbox"/> 在留資格・在留期間等・期間の満了日 ※チェックがない場合は省略のものを交付します。
	世帯の一部（抄本）	通	
	除票（死亡・転出により 除かれた住民票）	通	
	そ の 他 () ※不在住証明など	通	

使用目的を記入して下さい。

----- 事務処理欄 -----

	通数	手数料
住民票		
発送日		担当
年 月 日		

<問い合わせ先>

〒613-8585 京都府久世郡久御山町島田ミスノ38番地

久御山町役場 住民課 戸籍住民係

TEL 075-631-6114 / 0774-45-0014 (直通)

郵送による住民票の写しの請求方法

住民票の写しは、住民登録地の市区町村役場へ郵送で交付請求できます。
下記のものを同封のうえ、送付してください。

1. 住民票の写し交付請求書
2. 手数料（郵便局の定額小為替をお願いします。）
3. 返信用封筒（郵便番号・住所・氏名を記入し、84円切手を貼ったもの）
→返送先の住所は、住民登録地を書いてください。
4. 請求者ご本人の確認書類（運転免許証、個人番号カード、住基カード、健康保険証等の写し）

【請求に際しての注意事項】

- ・手数料は1通300円です。
- ・郵便の往復と処理日数を要しますので、日数に余裕をもって請求してください。
- ・住民票（除票）の写しは、本人または同一世帯員の方であれば請求できます。
その他の方から申請の場合は、原則委任状が必要です。
第三者の方からの請求の場合は、請求理由を具体的に記入していただいたうえ、請求理由を疎明する資料（契約書等）が必要です。また、審査の結果、請求に応じることのできない場合があります。

ご不明な点は問い合わせてください。

【請求先】

〒613 - 8585

京都府久世郡久御山町島田ミスノ38番地

久御山町役場 民生部 住民課 戸籍住民係

TEL 075-631-6114／0774-45-0014（直通）